食品に関する営業を始められる皆さんへ
～食品関係営業届出について～

営業許可の対象外となる業種であっても、営業届出に該当する場合には、営業場所を所管する保健所への届出が必要です。また、食品衛生責任者の設置、ＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理の取り組みが必要です。

営業届出業種

以下に、営業届出が必要な例を紹介します（全業種の一覧は６ページ 表２参照）。

○販売業の例

・魚介類販売業（包装品を仕入れて販売するのみ）
・食肉販売業（包装品を仕入れて販売するのみ）
・乳類販売業
・野菜果物販売業
・通信販売・訪問販売による販売業
　→店舗を設けず、飲食料品を販売する営業
・その他の食料・飲料販売業
　→弁当やそうざい、冷蔵又は冷凍保存が必要な食品など、様々な食品を販売する営業

○製造・加工業の例

・コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）
　→コーヒー生豆を焙煎、粉砕してインスタントコーヒー等を製造又は加工する営業
・農産保存食料品製造・加工業
　→果実及び野菜を原料として保存食料品（切り干し大根、乾燥果実等）を製造又は加工する営業
・精穀・製粉業
　→小麦粉の製造又は加工、米の精米や麦類の精麦、米粉・大豆粉・そば粉・とうもろこし粉などの穀粉を製造又は加工する営業

○調理業の例

・集団給食施設
　→営業以外の場合で、学校・病院などの施設において継続的に不特定又は多数の人に、調理食品を提供する施設

令和８年３月（一部改訂）

営業許可や営業届出が不要な業種

一部に、営業許可や営業届出が**不要な業種**があります。

・食品又は添加物の輸入業（ただし、厚生労働省検疫所への輸入手続は必要。）
・食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は、営業届出が必要。）
・常温で保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがないものを販売する営業（カップ麺や包装されたスナック菓子、ペットボトル飲料等）
・合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業

◇このほか、「営業以外の場合で、学校・病院などの**給食施設**のうち１回の提供食数が**２０食程度未満**の施設」や、「農家・漁家が行う**採取**の一部とみなせる行為」についても、営業届出は不要です。

営業許可業種

次の営業については、**営業許可**が必要です。
許可にあたっては、条例で定める**施設基準**に適合した施設などが必要です。

1 飲食店営業
2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
3 食肉販売業（包装品を仕入れて販売する場合を除く）
4 魚介類販売業（包装品を仕入れて販売する場合を除く）
5 魚介類競り売り営業
6 集乳業
7 乳処理業
8 特別牛乳搾取処理業
9 食肉処理業
10 食品の放射線照射業
11 菓子製造業
12 アイスクリーム類製造業
13 乳製品製造業
14 清涼飲料水製造業
15 食肉製品製造業
16 水産製品製造業
17 氷雪製造業
18 液卵製造業
19 食用油脂製造業
20 みそ又はしょうゆ製造業
21 酒類製造業
22 豆腐製造業
23 納豆製造業
24 麺類製造業
25 そうざい製造業
26 複合型そうざい製造業
27 冷凍食品製造業
28 複合型冷凍食品製造業
29 漬物製造業
30 密封包装食品製造業
31 食品の小分け業
32 添加物製造業

営業届出の手続き

営業届出は、**営業場所を所管する保健所**で行います。

営業届出に必要な書類

１　営業届（４ページ参照）
２　食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）
　　→営業届出にあたって、手数料はかかりません。

なお、営業届出は食品衛生申請等システムによる**オンライン提出**も可能です。
【食品衛生申請等システム】https://i2fas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp

営業届出の**様式ダウンロード**はこちら。
【様式ダウンロード】https://www.pref.okayama.jp/page/577605.html

食品衛生責任者の資格

次の１～３のいずれかに該当する者

１　栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者/作業衛生責任者の資格を有する者

２　食品衛生管理者又は食品衛生監視員となることができる資格を有する者

３　食品衛生責任者の資格取得のための「**食品衛生責任者養成講習会**」修了者
（他県等で講習会を受けた方も含まれます。）

→県内で開催している「食品衛生責任者養成講習会」の日程等はこちらをご覧ください。
【岡山県食品衛生協会ホームページ】https://oka-shoku.jp　（e-ラーニングあり）

営業届出の留意点

●同じ施設で複数の営業届出が必要な行為を行う場合は、**代表的な業種**について届出を行ってください。

●営業届出の内容に変更があった場合は**変更届**（５ページ参照）を、営業を廃止した場合は**廃業届**を提出してください。
なお、食品衛生申請等システムによるオンラインでの提出も可能です。

●**ＨＡＣＣＰ（ハサップ）に沿った衛生管理**の取り組みについて
原則、**全ての食品等事業者のみなさんに取り組んでいただくもの**で、事業の規模や形態に応じて「ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理」か「ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかを実施いただきます。詳細はこちらからご確認ください。
【HACCPに沿った衛生管理の制度化について】https://www.pref.okayama.jp/page/detail-3212.html

営業届の書き方

〇年 〇月 〇日

〇〇 保健所長　殿

営業許可申請書（新規、継続）・営業届

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス：ｓｔｏｒｅ１２３４@△△△．ｊｐ		法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	申請者・届出者住所　※法人にあっては、所在地 岡山県岡山市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号		
	（フリガナ）　カブシキガイシャ　△△ストア　ダイヒョウトリシマリヤク　ショクヒン　タロウ 申請者・届出者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社　△△ストア　代表取締役　食品　太郎		（生年月日） 昭和 〇〇年 〇 月 〇 日生
営業施設情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	電子メールアドレス：ｓｔｏｒｅ１２３４－◇◇@△△△．ｊｐ		
	施設の所在地 岡山県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
	（フリガナ）　△△ストア　◇◇テン 施設の名称、屋号又は商号 △△ストア　◇◇店		
	（フリガナ）　ショクヒン　ハナコ 食品衛生責任者の氏名　※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品　花子	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 岡山県食協 〇年 〇月 〇日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 その他の食料品	自由記載	野菜、果実、生鮮肉類、乳、加工食品
	自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 □ HACCPに基づく衛生管理 □ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		□
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		□

営業届出	営業の形態	備考
1	その他の食料・飲料販売業	
2		
3		

担当者	（フリガナ）　ショクヒン　ジロウ 担当者氏名 食品　次郎	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

「営業届」と「第 57 条第 1 項」の両方に〇をつける。

営業届出の情報は、国のオープンデータとして一般公開されるが、✔をつけた場合は、**個人情報（氏名や住所等）は非公開**となる。

届出者の氏名、住所、電話番号などを記載する。
【法人】登記事項証明書の通りに記載。
【個人】自宅住所を記載。

営業施設の名称、所在地（移動して営業を行う場合は P4 下部参照）、電話番号などを記載する。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する（P4 下部参照）。

営業施設で主として取り扱う食品等は、P6 表 1 から 1 つ選び記載する。

該当するものに✔をつける（ＨＡＣＣＰの取り組みは、P3 下部参照）。

営業届出は、P6 表 2 から代表的な業種を 1 つ選び記載する。

自動車で営業する場合は、自動車登録番号を記載する。

手続担当者の氏名、電話番号を記載する。

移動して営業を行う場合の「営業施設の所在地」欄の記載方法について

施設の保管場所（施設の保管場所が県外にある場合は、主たる営業場所）の**市区町村名**と、括弧書きで（**県内一円**）の文字を記載する。　（例）岡山県瀬戸内市牛窓町（県内一円）

食品衛生責任者の資格

資格の種類の略称については以下のとおりです。該当する資格に〇をつけてください。

食管：食品衛生管理者　**食監**：食品衛生監視員　**調**：調理師　**製**：製菓衛生師　**栄**：栄養士　**管栄**：管理栄養士
船舶：船舶料理士　**と畜**：衛生管理責任者（と畜場法）　**食鳥**：食鳥処理衛生管理者

上記以外の方で、「**食品衛生責任者養成講習会**」を受講した方は都道府県知事等の講習会に〇をつけ、受講した講習会の名称（都道府県名等）と受講年月日を記載してください。

変更届の書き方

様式第９号

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

※**赤枠内**については変更がある項目のみ記載して下さい。
※変更がある項目については、項目名を〇で囲んでください。

〇年　〇月　〇日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

〇〇 **保健所長** 殿

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□ ）

申請者・届出者情報

郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス：ｍｉｌｋ１２３４@△△△.ｊｐ		法人番号：
申請者・届出者住所　※法人にあっては、所在地 **岡山県備前市〇〇町〇〇丁目〇番〇号**		
（ふりがな）しょくひん　たろう 申請者・届出者氏名　※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 **食品　太郎**		（生年月日） **昭和 〇〇** 年〇〇月〇〇日生

営業施設情報

郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス：ｍｉｌｋ１２３４@△△△.ｊｐ		
施設の所在地 **岡山県備前市〇〇町〇〇丁目〇番〇号**		
（ふりがな）ぴぜんぎゅうにゅうはんばいてん 施設の名称、屋号又は商号 **備前牛乳販売店**		
（ふりがな）しょくひん　じろう 食品衛生責任者の氏名　※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 **食品　次郎**	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 岡山県食協Ｒ３ 年 ６ 月 １ 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機、全自動調理機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 □ HACCPに基づく衛生管理 □ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	

業種に応じた情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設	□
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	□

営業届出

	営業の形態	備考
1	**乳類販売業**	
2		
3		

担当者

（ふりがな）しょくひん　じろう 担当者氏名 **食品　次郎**	電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次の項目に変更がある場合は、変更のあった日から30日以内に、必要書類（P5 下部参照）を添えて変更届を提出してください。

【届出者情報】
・個人の場合：氏名、住所
・法人の場合：
　法人名、所在地、代表者氏名

【営業施設情報】
・営業施設の名称
・食品衛生責任者の氏名
・主として取り扱う食品等

【営業の形態】
・自動車で営業をする場合：
　自動車登録番号

変更届の記載方法
届出者情報や施設の名称を記載する。

変更届の記載方法
赤枠内は、変更項目名を〇で囲み、変更内容を記載する。

変更届の記載方法
営業届出業種、手続担当者の氏名と電話番号を記載する。

◆変更届を提出する際は、以下の**必要書類**を添えて提出してください。

変更内容		必要書類
（個人）	結婚、離婚等による氏名の改姓 営業者（住まい）の変更	なし
（法人）	法人の名称（商号）の変更 本社所在地の変更 代表者の氏名の変更	なし
食品衛生責任者の変更		食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）
自動車登録番号の変更		自動車検査証など新たな番号がわかるもの
営業施設の名称、屋号、その他の項目の変更		なし

表１　主として取り扱う食品等　（日本標準商品分類）

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機
	食品自動販売機
農産食品	米穀
	麦類
	雑穀
	豆類（種子用及び未成熟のものを除く。）
	粉類（雑粉、豆粉、いも粉等を含む。）
	でん粉
	野菜
	果実
	その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類（冷蔵または冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。）
	乳
	食用鳥卵
	はちみつ
	その他の畜産食品（加工製品を除く。）
水産食品	魚類
	貝類
	水産動物類（魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。）
	海産ほ乳動物類
	海藻類
農産加工食品	野菜加工品
	果実加工品
	茶、コーヒー及びココアの調製品
	香辛料
	めん・パン類
	穀類加工品
	菓子類
	豆類の調製品
	その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品
	酪農製品
	加工卵製品
	その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類
	加工海産類
	その他の水産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ
	食用油脂
	調理食品
	他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料
	アルコールを含む飲料（医薬用を除く。）
	氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

表２　営業届出

業種	
１	魚介類販売業（包装済の魚介類のみの販売）
２	食肉販売業（包装済の食肉のみの販売）
３	乳類販売業
４	氷雪販売業
５	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
６	弁当販売業
７	野菜果物販売業
８	米穀類販売業
９	通信販売・訪問販売による販売業
１０	コンビニエンスストア
１１	百貨店、総合スーパー
１２	自動販売機による販売業（５及び営業許可の対象となる自動販売機を除く）
１３	その他の食料・飲料販売業
１４	添加物の製造・加工業（食品衛生法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
１５	いわゆる健康食品の製造・加工業
１６	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
１７	農産保存食料品製造・加工業
１８	調味料製造・加工業
１９	糖類製造・加工業
２０	精穀・製粉業
２１	製茶業
２２	海藻製造・加工業
２３	卵選別包装業
２４	その他の食料品製造・加工業
２５	行商
２６	集団給食施設
２７	器具、容器包装の製造/加工業（合成樹脂が使用された器具または容器包装の製造､加工に限る。）
２８	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
２９	その他

◆県内保健所の連絡先（食品衛生窓口）（※岡山市及び倉敷市を除く）

保健所担当課	所在地	電話	管轄区域
備前保健所衛生課	岡山市中区古京町 1-1-17	086-272-3947	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市、和気町
備中保健所衛生課	倉敷市羽島 1083	086-434-7026	総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所備北衛生課	高梁市落合町近似 286-1	0866-21-2837	高梁市、新見市
真庭保健所真庭衛生課	真庭市勝山 591	0867-44-2918	真庭市、新庄村
美作保健所衛生課	津山市椿高下 114	0868-23-0115	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

※岡山市及び倉敷市の保健所への連絡先（食品衛生窓口）については、こちらをご覧ください。
【県庁生活衛生課ホームページ】https://www.pref.okayama.jp/page/detail-3349.html